西宮市すこやか健康診査実施要綱

(目的)

第1条 西宮市民の生活習慣病の予防・早期発見することにより、市民の健康管理に資することを目的とする。

(対象者及び受診回数)

- 第2条 当該年度 20 歳から 39 歳の西宮市民で、他で健診受診機会がなく、おおむね過去 1 年間健診(健康 診査・健康診断)の受診歴がない方で、かつ生活習慣病の治療中でないものとする。
- 2 受診回数は、同一者について年度に1回とする。

(実施機関)

第3条 市が委託する検診機関において実施する。

(健診内容)

第4条 健診の内容は、次のとおりとする。

- (1) 問診
- (2) 血圧測定
- (3)身体計測、腹囲測定
- (4) 尿検査(糖、蛋白、潜血)
- (5) 血液検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ G TP、ヘモグロビンA1C、血糖、血清尿酸、血清クレアチニン及び eGFR、貧血検査〈血色素量、赤血球数、ヘマトクリット値〉、白血球)
- (6) 心電図検査(12 誘導)
- (7)胸部X線撮影

(健診委託)

- 第5条 前条の検査内容、結果判定、結果通知及び事後指導、報告等について、健診実施機関等に業務委 託する。
- 2 市は、別に定める業務委託契約により委託料を支払う。

(受診方法)

第6条 受診希望者が直接実施機関へ申込み、受診をする。

(健診費用)

- 第7条 すこやか健康診査の自己負担金は、1,500円を検診当日に実施機関で徴収する。ただし、次の各 号に該当するものは、自己負担金を徴収しないものとし、受診前に市に申請し、「無料受診票」 の交付を受けた後に受診するものとする。
 - (1)生活保護法第11条第1項に規定する保護を受けている者
 - (2)市県民税非課税世帯に属する者

(結果通知及び事後措置)

第8条 結果通知は、4週間以内に速やかに受診者に通知する。精密検査を要するもの者に対しては、医療機関への受診勧奨を行うとともに、健康講座、健康相談会等を開催し、医師、栄養士、保健師等による適切な助言及び指導を行う。

(精密検査に要する費用)

第9条 精密検査及び治療等に要する費用(保険診療)については、受診者が負担する。

(健康診査の周知)

第10条 市は、市政ニュース等により広報及び周知を行う。

(記録の整備及び秘密の保持)

- 第11条 健康診査の記録は、氏名、性別、年齢、住所、健診結果、精密検査の必要性の有無を記録するものとする。
- 2 この要綱によるすこやか健康診査の実施に従事した者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律 第 57 号)を遵守するものとし、実施に関して知り得た市民の個人情報を他に漏らしてはならない。

(規定外事項)

第12条 この要綱の定めのない事項については、市長がこれを定めるものとする。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日より改正して施行する。 (施行期日)

この要綱は、平成 31 年4月1日より改正して施行する。 (施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日より改正して施行する。 (施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日より改正して施行する。 (施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日より改正して施行する。